

引越して住所が変わったら住民票の手続きだけではなく

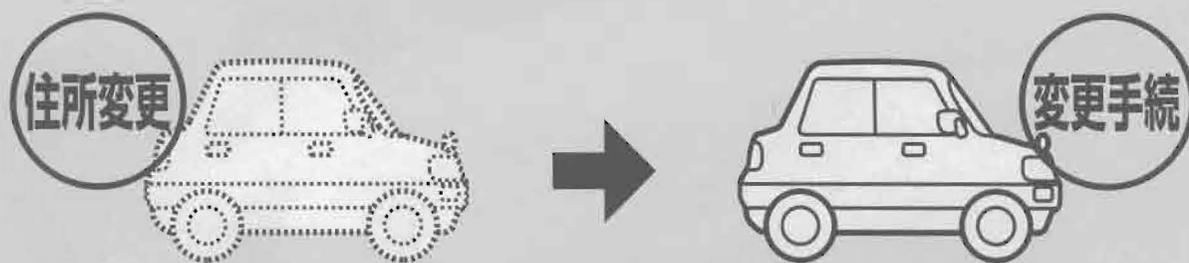
クルマの変更手続き

もしましょう!

名義が変わったときは移転手続きも必要です。

●住所が変わった場合は変更登録の手続きを、自動車の所有者の名義が変わった場合は移転登録の手続きを、15日以内にするよう法律（道路運送車両法）で義務づけられています。これを怠ると罰金が課せられることもあります。

*軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続き」となります。



●登録内容の変更を忘れると、

- ・リコールの案内（車の欠陥に関する重要な通知）、税金や保険のお知らせが届かない。
- ・これらの通知が前の所有者に届けられ、トラブルの原因になる。
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。

といった支障が生じるおそれがあります。

ご存知でしたか。

自動車のナンバープレートに自分の希望する番号をつけることも、できます。



自動車の変更・移転手続きに関する最寄りの相談窓口をご紹介します。

自動車登録等適正化推進協議会

事務局 財団法人 自動車検査登録情報協会

電話 03(5542)5108